

A26 監事とは、医療法人の内部管理のため、医療法人の業務や財産などの監査を行う者をいいます。

【解説】

医療法の改正により、平成 19 年 4 月 1 日以降、監事の職務が明確化されました。監事の職務は、次の通りになります。

1. 医療法人の業務を監査すること
2. 医療法人の財産の状況を監査すること
3. 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 カ月以内に社員総会又は理事会に提出すること
4. 1.又は 2.の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること
5. 社団たる医療法人の監事にあつては、4.の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること
6. 財団たる医療法人の監事にあつては、4.の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
7. 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること

監事は医療法人の業務や財産の状況を監査するため、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者を選任することとされています。また、監査業務を行うことから独立性を担保するため、理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこととされています。